

中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金

中小企業等の人材確保や 定着を応援します

平成30年度からの新制度

- ◆ 広島県では、人材の確保・定着に向けて、働き方改革に取り組み、従業員向けの奨学金返済支援制度を設ける中小企業等を補助します。
- ◆ 補助対象企業については、学生や求職者に向けて、積極的に企業PRを行います。
- ◆ 補助制度の活用について、ぜひ、御検討ください。

補助対象企業



- ◆ 従業員への奨学金返済支援制度を有している企業
- ◆ 働き方改革に取り組んでいる企業
 - 働き方改革実践認定企業（認定企業）
 - 働き方改革に取り組んでいる企業（実施企業）
- ◆ 規模
 - 中小企業及び個人事業主（中小企業基本法等における定義に該当する者）
 - 上記と同従業員規模の特定非営利活動法人（NPO）、一般及び公益社団・財団法人及び各種協同組合など
- ◆ 立地要件
 - 県内に本社、本店又は主たる事務所を置く者
 - 上記と同等の機能（経営・人事等の意思決定の権限を有する程度）の事業所など
- ◆ 事業分野
 - 日本標準産業分類の大分類「医療、福祉」及び「公務」以外など

補助率

- ◆ 認定企業： 従業員に対する給付額の1/2（上限：年額10万円/人）
- ◆ 実施企業： 従業員に対する給付額の1/3（上限：年額6万円/人）

制度導入企業の特典（例）

- ◆ 合同就職説明会等への参加優遇
- ◆ 県HP等での企業PRなど

- ★ 公募要領や申請書類などの詳細は、[県ホームページ](#)をご覧ください。
県ホームページ または [広島県 奨学金 応援](#) [検索](#)
- ★ 御不明な点は、裏面問い合わせ先まで、お気軽に御相談ください。

対象となる制度



- ◆ 次の全ての条件を満たす制度を補助対象とします。
 - 申請日時点において明文化され、従業員に周知されたもの
 - 現金を支給するもの
 - 対象従業員の退職時に、対象企業等に対して給付額の全部または一部の返還義務を課していない
 - 補助対象期間以前から在籍の従業員の場合、手当等の給付に伴い本給その他の手当の減額が行われていない

対象従業員



- ◆ 次のすべての条件を満たす従業員とします。
 - 雇用期間の定めのない正社員であること（多様な正社員や試用期間中も可）
 - 平成30年4月1日現在、入社後3年を経過していないこと
 - 返済中の奨学金が次のいずれかに該当するものであること。
 - ・（独）日本学生支援機構の奨学金
 - ・ 地方公共団体、大学、公益法人等その他各種団体の奨学金
 - ・ 職業訓練に係る融資のうち、技能者育成資金融資
- 【対象外のもの】
県内市町等が除外希望した公的奨学金（地域・職種定着のための修学資金等）、教育ローン等
- 従業員本人が、奨学金等の返済義務を負っている
 - 事業主と同居している親族以外の者
 - 役員等、事業主と利益を同一にする地位以外の者

補助対象期間

- ◆ 交付決定日から最長3か年度の末日まで。
ただし、補助期間中に支援対象従業員が入社4年目を迎える場合は、その前日までに給付されたものまで。

補助申請先・問い合わせ先

① 働き方改革の実施基準に関する事項

広島県 商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3340 FAX 082-222-5521 《月～金（閉庁日を除く）9:00～12:00 13:00～17:00》

e-mail: syokaikaku@pref.hiroshima.lg.jp

② 上記以外の補助金申請手続等に関する事項及び提出先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3424 FAX 082-222-5521 《月～金（閉庁日を除く）9:00～12:00 13:00～17:00》

e-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp